

## 社会保険加入対象が拡大に

**Q** 現在、パート従業員として働いています。社会保険に加入できる加入要件が拡大されたと同じでしたが、どのようなことでしょうか？

**A** 社会保険の適用事業所で、短時間労働者（勤務日数・勤務時間が常時雇用者の四分の三未満）として働いている従業員は、次の条件を全て満たしていれば社会保険加入対象者となります。

- ① 一週間の所定労働時間が二十時間以上である
- ② 雇用期間が一年以上見込まれる
- ③ 賃金が月額八万八千円以上である
- ④ 学生（夜間・通信・定時制は除く）でない
- ⑤ 社会保険の被保険者が五百一人以上の事業所である。または、五百人以下であっても社会保険に加入する事について労使で合意がなされている。

⑤の労使での合意とは、事業主と、従業員の過半数で組織する労働組合の同意、または従業員の過半数を代表する者の同意、もしくは従業員二分の一以上の同意、などに該当する必要があります。社会保険適用に際してはこの同意を得たことを証する書類を添付のうえ、「任意特定適用事業所該当申出書」を提出することで受理日より資格の取得が出来ます。

また逆に、四分の三以上の同意を得て「任意特定適用事業所不該当申出書」を提出することで、受理された翌日に短時間労働者の社会保険の資格を喪失させることも出来ます。

社会保険加入拡大によるメリットを考えてみましょう。

夫が自営で妻がパートの場合は夫婦で国民健康保険・国民年金の保険料を支払っています。パート従業員の妻が社会保険に加入した場合、健康保険・厚生年金保険料は半分事業所が負担することになり（東食国保の場合は事業所によって異なる）、かつ将来受け取る年金額が増えることが期待できます。